自立した消費者を目指して!!

~成年年齢引下げと契約~

あなたの行動が社会を変える!

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

出所の記載が無いイラストは消費者庁イラスト集より引用しています

お知らせです!

202年4月1日から、 成年年齢は 18歳になります。

2018年(平成30年)6月成立「民法の一部を改正する法律」

2022年4月1日 新成人が多数生まれる!

2002年4月2日~2003年4月1日に誕生 19歳の4月1日に成年

2003年4月2日~2004年4月1日に誕生



2004年4月2日以降に誕生

18歳の誕生日に成年



高校などに在学中 の人もたくさん居 ますね



18歳・19歳の自己決定権を尊重



自らの判断によって ものごとを決定できる 権利

積極的な社会参加に期待!!

変わること(抜粋)

- 〇 親権者の同意を得ずに一人で有効 な契約を結ぶことができる。
- O 女性の婚姻開始年齢が変わる。

16歳 ⇒18歳 (男女とも同じ年齢)

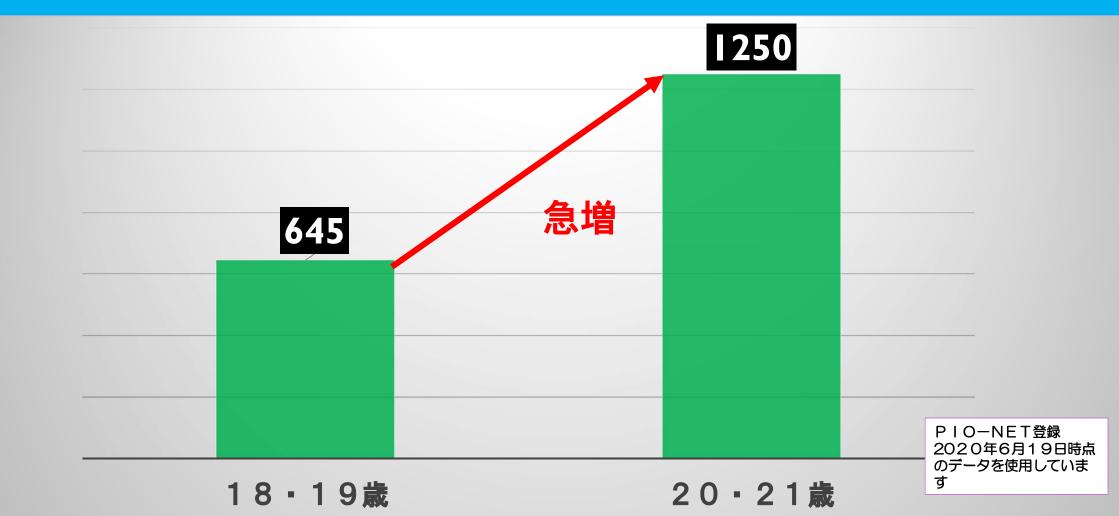
変わらないこと(抜粋)

〇 飲酒・喫煙・公営ギャンブル等の 投票券の購入

【法律名を改正】 未成年者○○法 ⇒ 20歳未満の者の○○を禁止する法律

若者の消費者トラブル【愛知県】

2019年度



若者の消費者トラブル 関 【愛知県】	順	18-19歳 総件数: 645	件数	20-21歳 総件数:1250	件数
	1	化粧品(脱毛剤を含む)	100	エステティックサービス	110
	2	健康食品	9 1	化粧品(脱毛剤を含む)	98
	3	他のデジタルコンテンツ	3 4	他のデジタルコンテンツ	9 2
	4	出会い系サイト	29	健康食品	7 3
	5	アダルト情報サイト	2 1	内職・副業	63
	6	教室•講座	2 1	出会い系サイト	5 9
	7	紳士・婦人洋服	18	教室・講座	5 6
	8	内職・副業	17	フリーローン・サラ金	3 4
	9	観覧·鑑賞	1 6	ファンド型投資商品	33
2020年6月19日 時点のデータを使用しています	10	エステティックサービス	1 4	教養娯楽教材	3 1



契約を結ぶ

店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ?

- ① 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。
 - ② 代金を払ったとき。
 - ③ 商品を受け取ったとき



契約を結ぶ



買う人と売る人が、商品の内容や

値段などについて意見が同じ





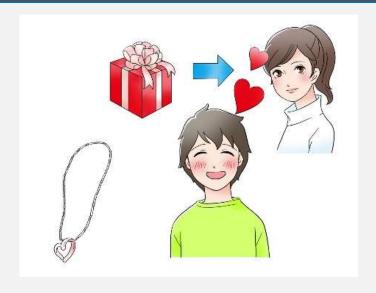
契約は成立

印鑑はなくても成立・口約束でも成立

契約を守る

プレゼントを買いました。

しかし、プレゼントを 渡す前に突然の別れ・・









契約を守る

店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる?

- (1)解約できない。
 - ② レシートがあり、1週間以内なら解約できる。
 - ③ 商品を開封していなければ解約できる。

未成年者取消し

17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。 この契約、取消すことができる?

① 取消すことはできない。



- (2) 未成年者取消しができる。
 - ③ 保護者が取消しを求めたときのみ、 未成年者取消しができる。

未成年者取消し

- 社会経験の少ない未成年者が法定代理人(親権者などの保護者)の同意を得ずに契約した場合、 契約を取り消すことができる。
- 未成年者取消しは、未成年者自身からでも、法 定代理人からでもできる。
- 取消しにより、未成年者は受け取った商品があれば事業者に返品し、支払った代金があれば返金される。

未成年者取消し

だけど・・・

><

お小遣いの範囲の少額な契約

成人であると積極的にウソをついた

法定代理人の同意があると積極的に ウソをついた きな

未成年者取消し

事業者にとっては、未成年者契約である

ことを理由に契約を取り消されては困る。

悪質業者は 未成年でないことを

確認の上、成人して間もない人を

悪質商法のターゲットに!



世間話から、

ね

は

年齢を聞き出されることもある

契約をやめる クーリング・オフ

街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断われなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約、クーリング・オフすることはできる?

- 事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリグ・オフができる。
- ② 絵画を飾るなど、商品を使用していなければ、 クーリング・オフができる。
- ③ 契約してから8日以内であれば、クーリング・ オフができる。

クーリング・オフ

特定商取引法

「契約は守らなければならない」

のが原則だが、消費者トラブルに

なりやすい取引については、契約

をやめることができる特別な制度

として クーリング・オフ がある。

あのぉ~



この絵に目がとまるなん て、さすがですねぇ~ 一点もので、値上がりす れば高く売れるし ・・ペラペラ・・・



理由は関係ない

● 詳しくは

国民生活センター クーリング・オフ

クーリング・オフ

クーリング・オフの効果



- 〇 支払った代金は全額戻る
- 〇 消耗品以外は使っていてもそのまま返品できる
- 〇 返品は着払い

契約をやめるクーリング・オフ

突然、家に営業マンが来る

訪問販売・訪問買取





SNSなどで<mark>突然</mark>呼び 出される



書類を受け取った日を 含めて

8日間

継続的なサービス

一定期間・一定金額以 上の7業種に関する契約





路上などで突然、呼び止められる

キャッチセールス

クーリング・オフ

継続的なサービスとは

一定期間・一定金額以上のもの

語学教室

家庭教師

パソコン教室

結婚相手紹介サービス



エステティック

学習塾

美容•医療





自分から店へ行って契約した時もクーリング・オフができる

クーリング・オフ

連鎖販売取引

(マルチ商法)



書類を受け取っ た日を含めて

20日間

業務提携誘引販売取引 (内職商法など)

> この情報商材を購入すれば 簡単に儲かるって・・・ ホンとかな?

先輩、友達、 知り合いか ら・・・ 契約の取消し

契約の取消し〈消費者契約法〉

不当な勧誘により誤認・ 困惑がある状態で締結され た契約は、消費者契約法で 取消しを主張することができ る。





契約の取消し

嘘を言われた(不実告知)

必ず値上がりすると言われた(断定的判断提供)

お願いしても帰ってくれない(不退去)

帰りたいのに帰してくれない(退去妨害)

就職セミナー商法等(不安をあおる告知)

デート商法等(恋愛等の感情の不当な利用)



消費生活で困ったときは消費者ホットライン☎188に相談!

消費者が主役の社会へ

あなたの行動が 社会を変える!

消費者が主役の社会へ

消費者と事業者

対等 調和

格差



消費者と事業者では 保有する情報の質と量、交渉力の〇〇に着目



消費者の権利の尊重と自立支援を目的とする 各種法制度を確立

消費者基本法・消費者契約法・民法など

消費者の自立

格差の自覚⇒支援の仕組みを活用⇒消費者の権利が守られる



活用(自立)

格差是正支援の仕組

提供(自立支援)

消費生活

意見をどう伝えるか ~商品等に不満・苦情・要望があったとき~

- ポイント① ひと呼吸置こう! 怒りにまかせた発言はやめよう
- ポイント② 発言・要求は「明確」に、理由は「丁寧」に! 法外な要求や暴言行為は認められない
- ポイント③ 企業の説明も聞こう!

コミュニケーションは解決の糸口となる 納得いかないときは消費者ホットライン188に相談 SNS の鵜呑みは要注意 それって正しい解決法?

消費者ホットライン188(いやや!)

相談は

無料 • 秘密厳守

お住まいの都道府県、市町村で

原則本人から



愛知県消費生活総合センター

名古屋市中区三の丸2丁目3番2号 愛知県自治センター 1階

(052)962-0999

相談 月~金 9:00 ~ 16:30

土・日 9:00 ~ 16:00 ※祝祭日はお休みです